

旭川医科大学債権管理細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和8年8月31日学長裁定)

旭川医科大学債権管理細則の一部を改正する細則

旭川医科大学債権管理細則（令和元年8月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
(略)	(略)
(引当金の設定) 第15条 経理責任者は、債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を合理的に見積り、引当金を設定しなければならない。 2 回収不能見込額は、原則として、同種の債権ごとに、過去の貸倒実績率により貸倒見積高として算定する。 3 貸倒実績率は、算定対象事業年度における貸倒損失合計額を分子とし、その前事業年度末における債権残高を分母として算定する。 4 決算期末に保有する債権について適用する貸倒実績率を算定するに当たっては、当該事業年度を最終年度とする算定期間を含むそれ以前の3年間の貸倒実績率の平均値による。	(引当金の設定) 第15条 経理責任者は、債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を合理的に見積り、引当金を設定しなければならない。 2 回収不能見込額は、原則として、同種の債権ごとに、過去の貸倒実績率により貸倒見積高として算定する。 3 貸倒実績率は、算定対象事業年度における貸倒損失合計額を分子とし、その前事業年度末における債権残高を分母として算定する。 4 決算期末に保有する債権について適用する貸倒実績率を算定するに当たっては、当該事業年度を最終年度とする算定期間を含むそれ以前の3年間の貸倒実績率の平均値による。
(略)	(略)
(一般債権の評価) 第17条 一般債権については、 <u>第15条</u> に準じて貸倒見積高を算定する。	(一般債権の評価) 第17条 一般債権については、 <u>第13条第2項</u> に準じて貸倒見積高を算定する。
(略)	(略)
<u>附 則</u> <u>この細則は、令和8年8月31日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	

(略)

(略)

【改正理由】

引用する条文のずれを是正するために，所要の改正を行うものである。